

会 長	局 長	次 長	係 長	係

合議

平成 2 9 年 3 月 2 4 日

奄美市農業委員会

第 3 回定例総会議事録

署名委員 中棚昭三十

署名委員 濱手 薫

奄美市農業委員会第3回定例総会議事録

1. 招集日時 平成29年3月24日(金) 午前9時30分～

2. 招集場所 市役所4階大会議室

3. 出席委員

番号	氏名	番号	氏名
1	前山重一郎	9	大山美智子
2	西盛満	10	中棚昭三十
3	山下優子	11	
4	榮清安	12	濱手薫
5	福島吉宏	13	土浜良二
6	前田孝徳	14	中村秀明
7	松崎文好	15	吉卓男
8	野崎清志	16	平井孝宜

4. 欠席委員 肥後安美 委員

5. 議事に参与した者

事務局長 川内 進 事務局次長 池 秀平

笠利分室長 有川 衛

住用分室長 茂木 幸生 住用分室主幹 原 俊三

6. 報告事項

- ・臨時総会日程について
- ・4月定例総会日程について

7. 議事日程

(1) 会議録署名委員の指名について

(2) 会期の決定について

(3) 議案について

議案第16号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第17号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第18号 非農地の認定について

議案第19号 名瀬地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について

- 議案第20号 住用地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について
議案第21号 笠利地域農用地利用集積計画(利用権設定)の合意解約の
決定について
議案第22号 笠利地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について

協議事項

- ・ 農業者年金加入推進部長推薦者の決定について
- ・ 報酬等について
- ・ 年間行事予定表について

(4) その他

議 長

(前山会長)

ただいまの出席委員は15人であります。総会は成立いたしました。
これから、平成29年第3回定例総会を開会いたします。

(欠席委員は肥後 安美委員)

それでは、議事日程に入ります

日程第1

会議録署名委員の指名を行います。

本総会の会議録署名委員には、10番中棚昭三十委員と12番濱手 薫委員の2名を指名いたします。

日程第2

会期の決定を議題といたします。

本日の総会は日程通知のとおり議案第16号から議案第22号までの7件を予定いたしております。

お諮りいたします。

会期は本日1日にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本総会の日程は1日と決定いたしました。

本日の議案日程はあらかじめお配りしてありますとおりを予定としております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

日程第3

議案第16号農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。

事務局に議案の朗読と説明を求めます。

事務局	<p>(川内局長)</p> <p>(事務局の朗読及び説明)</p> <p>No.6につきましては、贈与による所有権移転でございます。4ページにありますように受人はサトウキビ1.1アールを栽培しており、取得地にもサトウキビを植栽する予定で規模拡大のためと判断いたします。</p> <p>No.7につきましては、贈与による所有権移転でございます。11ページにありますように受人は新規で22ページには営農計画書も添付されており、取得地にはサトウキビを植栽する予定で問題はないものと判断いたします。</p> <p>No.8につきましては、贈与による所有権移転でございます。24ページにありますように受人は新規で31ページには営農計画書も添付されており、取得地にはサトウキビを植栽する予定で問題はないものと判断いたします。</p> <p>No.9につきましては、売買による所有権移転でございます。34ページにありますように受人は新規で38ページには営農計画書も添付されており、取得地にはタンカン等を植栽する予定で問題はないものと判断いたします。</p> <p>以上4件でございます。</p> <p>農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件をすべて満たしていると考えられます。以上です。</p>
議長	<p>(前山会長)</p> <p>それでは、本案に対する担当調査委員による調査意見の報告を求めます。</p> <p>順次譲受人、譲渡人、土地の順にそれぞれ報告を求めます。</p>
13番	<p>(土浜委員)</p> <p>議案第16号No.6農地法の第3条の規定による許可申請について調査報告をいたします。</p> <p>3月21日午後2時40分頃受人の自宅にて本人から話しを伺いました。渡人である姉から土地を取得してサトウキビを栽培して利益を上げたいとの事でした。</p> <p>その後午後3時頃渡人の職場にて本人から話しを伺い調査確認をしました結果、申請書の内容等については間違いのない事でした。</p> <p>土地については、3月21日午後2時頃から申請地を見て回りました。資料の9ページ、10ページをご覧ください。申請地は手花部集落から平集落へ向かってイノビラ坂の登り口付近にあり2筆は草が茂っている状態でした。もう1筆はサトウキビが栽培されていました。続いて11ページをご覧ください。</p>

い。申請地は節田集落から来て平集落の入口付近にあり家庭菜園の様な形でパパイヤ等が植えられていました。続いて12ページをご覧ください。申請地は平集落の外れ土浜集落寄りにあり草が茂っている状態でした。

なお、「第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号」については、別紙のとおりでありますのでご報告いたします。ご審議の程よろしく願いいたします。以上です。

9番

(大山委員)

農地法第3条の規定による許可申請のNo.7について調査報告をいたします。

14ページをお開き下さい。3月21日午後1時30分頃から笠利分室長と土浜委員と共に譲受人の母親、譲渡人の妻の案内で申請内容及び現地確認をいたしました。譲受人は両親と同居し父親と共に家族営農に従事しておりサトウキビの刈り取りで時間が取れないとの事でしたので、現地確認出来ませんでしたので午後6時頃電話にて確認をいたしました。贈与を受け自立経営に向けて準備を行いたいとの事でした。

なお、「第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号」については、別紙のとおりでありますので報告いたします。ご審議の程よろしく願いいたします。

農地法第3条の規定による許可申請のNo.8について調査報告をいたします。

23ページをお開き下さい。3月21日午後2時頃からNo.7と同じ笠利分室長と土浜委員と共に譲渡人の妻の案内で申請内容及び現地確認をいたしました。申請地は節田集落と平集落の中間に位置し、県営畑総第3笠利地区内にあり2筆共にサトウキビを刈り取った後でした。譲渡人と譲受人は親子関係による生前贈与として所有権の移転との事です。ご審議の程よろしく願いいたします。以上です。

13番

(土浜委員)

議案第16号No.7農地法第3条の規定による許可申請について調査報告をいたします。

先程大山委員からもありました様に3月21日午後1時50分頃現地を見に行きました。資料の20ページ、21ページをご覧ください。申請地は節田集落と平集落の大体中間位に位置した所で、1筆はまだ何も植えられておらず、もう1筆はサトウキビが収穫された後になります。ご審議の程よろしく

お願いいたします。以上です。

事務局

(有川笠利分室長)

農地法第3条の規定による許可申請No. 8の譲受人について調査報告いたします。

3月21日午後1時30分頃から譲受人の母親、譲渡人の妻の案内によりNo. 7及びNo. 8の現地において大山委員、土浜委員と共に調査を行いました。先程のお話のとおり譲受人及び譲渡人はサトウキビの刈り取り（ハーベスター）の委託を受けており時間が取れないとの事でした。譲受人は龍郷町瀬留の町営住宅に住まわれております。譲渡人との関係は親子になります。現在はNo. 7同様に父親と共に家族営農に従事しています。今回譲渡人から贈与を受け自立経営に向けて準備を行いたいとの事でした。譲受人が午後3時15分から作業の休憩に入るとの事で20分頃本人へ電話をして確認をいたしました。当分は親と共にサトウキビ栽培の指導を受けながら借入地等を増やし、自己経営の面積拡大を目指したいとの事でした。取得後の家族従事者は妻と二人です。父親との家族営農に携わって12年になるそうです。

なお、「第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号」については、別紙のとおりでありますのでご報告いたします。以上です。

10番

(中棚委員)

農地法第3条許可申請議案番号No. 9について調査報告をいたします。

譲受人、譲渡人は兄、妹で売買による所有権移転です。譲受人に4月16日午後4時に本人の職場である「ガジュマルの樹の下で」という居酒屋で面会し、書類の確認し色々話しを伺いました。今回は営農計画書もしっかり提出しておりますので皆様のご審議よろしく申し上げますとの事です。

譲渡人には4月16日午後4時30分に電話で書類の中身の確認をしました。本人はここ最近体調が不良だという事で兄に譲ると話しがありましたので、書類の中身について確認し間違いありませんのでよろしく申し上げますとの事でした。

土地について報告します。土地の確認は4月20日午前10時過ぎに推進委員の丸田委員同行の下現地の畑を確認しました。39ページ40ページをご覧ください。畑は赤木名地区の三鳥屋という字でその集落の真ん中程にあります。本人の畑の周りは綺麗に伐採されており畑には成木のポンカン、タンカン等が植えてありまた、タンカン、スモモ外の苗木が植えてあり畑については問題ないと思われれます。

	<p>なお、「第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号」については、別紙のとおりでありますのでご報告いたします。よろしくお願いいたします。以上です。</p> <p>議長 (前山会長)</p> <p>それでは、これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p> <p>質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。お諮りいたします。</p> <p>議案第16号農地法第3条の規定による許可申請については、担当調査員による調査意見の報告のとおり、許可意見と認めることにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって議案第16号農地法第3条の規定による許可申請については、審議の結果、これを認めることに決定いたしました。</p> <p>日程第4</p> <p>議案第17号農地法第5条の規定による許可申請について、を議題といたしますが、本案には会長の調査報告案件が含まれておりますので、議長を会長代理と交代して議事を進めたいと思います。</p> <p>(議長交代)</p>
議長	<p>(松崎会長代理)</p> <p>事務局に議案の朗読と農地区分の報告を求めます。</p>
事務局	<p>(川内局長)</p> <p>(事務局の朗読及び農地区分の報告)</p> <p>No.8につきましては、売買による所有権の移転で、一般住宅を建設するた</p>

めの申請でございます。

申請地は名瀬浦上町の一番奥の池崎食品の川沿いの農地で、農振農用地区域外の小集団で生産性の低い農地であるため、農地区分は第2種農地と判断されます。

No. 9につきましては、売買による所有権の移転で、一般住宅を建設するための申請でございます。

申請地は名瀬小宿の小宿中学校裏側の住宅地の中の農地で、農振農用地区域外の小集団で生産性の低い農地であるため、農地区分は第2種農地と判断されます。

No. 10につきましては、使用貸借権設定の案件で、太陽光発電設備を設置するための申請でございます。

申請地は笠利町用安の信号を越えた坂の途中の旧道と県道が交わる付近の農地で、農振農用地区域外の小集団で生産性の低い農地であるため、農地区分は第2種農地と判断されます。

No. 11につきましては、賃借権設定の案件で、障害者の福祉事業の一環としてホースセラピーの実践及び乗馬クラブの運営を行うための申請でございます。

申請地は笠利アヤマル岬入口付近の農地で、農振農用地区域外の小集団で生産性の低い農地であるため、農地区分は第2種農地と判断されます。

以上4件でございます。

議 長

(松崎会長代理)

本案に対する担当調査委員による調査意見の報告を求めます。

1 6 番

(平井委員)

農地法第5条の規定による許可申請のNo. 8の譲受人と土地についての調査報告をいたします。

3月23日午後6時30分に受人に直接お会いして、浦上の実家にてお話しを聞く事が出来ました。申請人の職業は夫婦共に病院職員であります。目的は住宅建築であります。現在和光町の民間の住宅に住まわれており、希望する場所が見つかったという事で申請した様です。工期は4月から7月を予定しているそうです。また、資金計画は借入金を予定しています。

お話を伺った後同日の6時45分頃現地を確認いたしました。浦上の奥の方で国道沿いに東洋リースがありますがその下の方になります。奥万田原で池崎食品の下手の方になります。以前は雑木があったのですが譲渡人が伐

	<p>採し盛土をした形で整地までしてとても綺麗な状態で事前着工もありませんでした。周辺の農地への影響もなく問題ないと思われます。その他記載内容については間違いはないという事でした。以上で報告を終わります。</p> <p>1 番 (前山委員)</p> <p>農地法第 5 条の規定による許可申請No. 8 の譲渡人について調査報告いたします。</p> <p>この方は元々浦上の出身の方で住所は長浜となっておりますが、今は浦上の実家の方に引っ越して来ておりまして、3月21日夕方本人と直接お会いしまして確認をいたしました。この申請書のとおり間違いございませんのでよろしくお願ひしますという事でした。以上です。</p> <p>2 番 (西委員)</p> <p>農地法第 5 条の規定による許可申請No. 9 の受人と土地について調査報告をいたします。</p> <p>3月17日午後2時頃受人の平松の自宅の方で聞き取り調査をしました。受人は船員をしているため月に1、2回しか家に帰らないという事であいにく不在であり、奥さんに会い聞き取り調査をしました。今住んでいる家が叔母さんの家で叔母さんの家族5名と住んでいるという事です。土地の地番、面積、対価等も申請書のとおり間違いはないという事でした。</p> <p>48ページにある様に申請地は小宿中学校の裏の通りにあり、周りを住宅地に囲まれた更地の状態の土地です。以上です。</p>
事務局	<p>(池次長)</p> <p>農地法第 5 条の規定による許可申請No. 9 の渡人について調査報告をいたします。</p> <p>3月8日(水)10時5分電話にて本人と申請書の中身について確認をしました。申請書の中身等についてはこれに相違ないという事でした。本人はもう奄美には帰って来ないという事で、今回土地を売買するとの事です。ご審議の程よろしくお願ひいたします。以上です。</p>
10番	<p>(中棚委員)</p> <p>農地法第 5 条の規定による許可申請議案番号10号の使用貸借権の報告をいたします。</p> <p>借人と貸人は親子で無償貸借です。借人に3月16日午後3時30分頃に</p>

職場に訪問し書類の中身の確認をし、事業計画、資金計画等の話を伺いました。今回太陽光発電（ソーラーパネル）を設置し、売電し親の手助けが出来ればとの事でした。みなさんのご審議よろしく申し上げますとの事でした。以上です。

13番

（土浜委員）

議案第17号No.10農地法第5条の規定による許可申請について調査報告いたします。

3月21日昼間会う事が出来なかったので貸人に夕方7時30分頃電話での聞き取り調査を行いました。資料の54ページをご覧ください。結果、申請書の内容等については間違いのないとの事でした。20年間土地を貸して対価0円が気になったのですが借人は長女で、20年後は土地を引き取って貰う予定にしているとの事でした。

土地については、3月21日午後3時30分頃現地を見に行きました。資料の56ページをご覧ください。申請地は土浜集落方面より県道用安バイパスから旧道に入りすぐの所にあります。申請地は現在更地になっています。太陽光発電設備は周辺の農地に支障を及ぼす事はないと思われます。ご審議の程よろしくお願いたします。以上です。

事務局

（笠利分室長）

農地法第5条の規定による許可申請No.11の賃借人について調査報告いたします。

賃借人の事業所は大島郡瀬戸内町古仁屋にありますので、確認のため電話をしましたら笠利町里地内の大島北高近くの元レストラン畔に事務所があり担当者がいますので、そちらで申し上げますとの事でしたので22日午後2時頃伺いました。当法人は就労継続支援B型の指定を受け瀬戸内町では障害就労支援サポート、無農薬野菜栽培、自然和漢薬草栽培、奄美特産果樹等の販売、障害者就労雇用事業等の障害福祉サービスを行っているという事でした。農作業受託や養鶏、養卵等の事業を始めて6年程になるそうです。今回は、申請地において観光牧場（あやまる牧場）を開設し、人と馬のふれあい、主に障害者、高齢者、児童を対象にしたホースセラピーを目指したいとの事でした。申請地につきましては、平成28年2月1日から平成38年1月31日までの10年間の契約で笠利町用でトカラ馬を飼育していた個人との農地利用集積計画による賃貸借設定を受けた農地であり、本日の議案第21号で合意解約を行うところです。また、前借人は馬1頭を飼育しておりま

したが、この馬（トカラ馬）を今回の借人、法人が買い受け、また、鹿児島大学から2頭を譲り受けてトカラ馬3頭とポニー1頭により営業を始めたいとの事でした。権利設定につきましては、賃借権の設定で賃借料年額1万円、資金計画及び資金調達計画については申請書のとおり間違いありませんのでよろしくお願ひしますとの事でした。以上です。

8番 (野崎委員)

議案第17号農地法第5条の規定による許可申請No.11の渡人、土地について調査報告いたします。

3月20日17時に貸人宅で本人にお会いして調査しました。事務局からも詳しく説明がありましたが、農用地利用集積計画の合意解約をしまして、障害者福祉事業の一環としてホースセラピーを行う乗馬クラブの運営を行う事業所に賃借権で10年間貸すという事でした。貸人の意思確認を行い間違いはないという事でした。ご審議の程よろしくお願ひいたします。以上です。

議長 (松崎会長代理)

これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

15番 (吉委員)

No.8とNo.9は融資証明が添付されておらずNo.10の場合は融資証明が添付されていますがこれで良いのですか。

事務局 (池次長)

No.8もNo.9も融資証明は出ていますが個人情報という事で載せませんでした。No.10の太陽光発電の場合は出しなさいと法律で出ているので、総会でも載せた方が良いのではとして載せたところです。今後太陽光発電の融資、見積もりについては事前協議の方でまた協議、検討したいと思います。

15番 (吉委員)

はい、分かりました。

1番 (前山委員)

No.10の受人が公務員となっておりますが、事前今日の時も聞いて確認したいのですが、売電事業という事で公務員法には抵触しないのですか。

事務局	<p>(有川笠利分室長)</p> <p>No. 10の受人は奄美市役所の職員でありまして、これに対しましては申請の段階で職員担当の方に本人から申し出て大丈夫なのか調査させていただきました。その結果につきましては、税の申告等はされるみたいで、普通は市長の許可が必要ですが、そこまでは要らないのではないかと職員担当の結果に基づいて申請を受け付けたという事でございます。以上です。</p>
1番	<p>(前山委員)</p> <p>公務員法に抵触しなければそれで構わないのですが、公務員法には副業の禁止というのがあり、それに当てはまるのではないかと心配したものですから。</p>
事務局	<p>(有川笠利分室長)</p> <p>農地の取得については、特に気を付けなければいけないのではないかと思います。これは転用で売電ですので収入が入るという事の確認は取って受け付けたという事です。</p>
議長	<p>(松崎会長代理)</p> <p>本人が公務員であるが故に担当の方に説明を聞いて大丈夫だという事で申請を受理したという事です。</p> <p>外に質疑ございませんか。</p>
15番	<p>(吉委員)</p> <p>ホースセラピーこれによって何か収入があるのでしょうか。そういった方を癒やすだけで馬を見せたりして、観光と書いてありますが収入を得るためのものなのでしょうか。</p>
事務局	<p>(有川笠利分室長)</p> <p>申請書の中の先程の配置図にありましたが販売所を造るという事です。</p>
15番	<p>(吉委員)</p> <p>販売所というと何か品物を売って収入を得るという事ですか。</p>
事務局	<p>(有川笠利分室長)</p> <p>そうですね、売ってするという形になります。</p>

1 5 番	<p>(吉委員)</p> <p>乗馬クラブを運営して馬に乗せてそれでお金を貰うとかそういう事ではないという事ですか。</p>
事務局	<p>(有川笠利分室長)</p> <p>それもありかもしれませんが、売店で売ったりもあると思います。これはふれあいの憩いの場として使用させたい意向で一般社団法人です。</p>
1 5 番	<p>(吉委員)</p> <p>入場料のようなものを取るのか取らないのか。</p>
事務所	<p>(有川笠利分室長)</p> <p>そこまでは確認しておりません。</p>
1 5 番	<p>(吉委員)</p> <p>これだけの運営をして運営をするのにお金がなくてそうした運営費が出るのですかね。</p>
事務局	<p>(川内局長)</p> <p>恐らく入場料は取るのではないのでしょうか。多分乗馬なら1時間幾らとかでやると思います。</p>
1 6 番	<p>(平井委員)</p> <p>67ページと73ページの資金調達計画と資金計画が1桁違うのですが、どちらの方が正しいのでしょうか。</p>
事務局	<p>(有川笠利分室長)</p> <p>73ページの方が正しいと思います。ここにあります馬小屋と牧場の柵についてはもう既に出来ておりますので、今回はこの事務所兼売店だけの建設という事です。</p>
1 6 番	<p>(平井委員)</p> <p>結局どちらの方が正しいのでしょうか。例えば土地賃借料も違うのですが。</p>

事務局	(有川笠利分室長) 賃借料は年間1万円です。
議長	(松崎会長代理) 暫時休憩いたします。 議事を再開いたします。 先程の件について事務局の方から改めて報告いたさせます。
事務局	(有川笠利分室長) 電話確認の結果、73ページの390万円の方が正しいという事でした。賃借料は10年分だそうです。
議長	(松崎会長代理) 賃借料は年間1万円で10年間で10万円だという事です。 外に質疑ございませんか。 (「なし」の声あり) 質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。 お諮りいたします。 議案第17号農地法第5条による許可申請については、担当調査委員による調査意見の報告のとおり許可意見と認めることにご異議ございませんか。 (「異議なし」の声あり) ご異議なしと認めます。 よって、議案第17号農地法第5条の規定による許可申請については、審議の結果各項目とも適当と認めて許可することに決定いたしました。 日程第5 議案第18号非農地の認定について、を議題といたします。 事務局に議案の朗読及び説明を求めます。
事務局	(川内局長)

(議案の朗読及び説明)

No.2につきましては、昭和56年頃から住宅地になっており、農地として利用できないための申請で80ページには始末書も添付されております。

申請地は名瀬朝仁新町のエブリワン名瀬朝仁店から一つ入った角地になります。

No.3につきましては、昭和22年頃から休耕放棄して山林化しており、農地として利用できないための申請でございます。

申請地は名瀬安勝町の天理教裏の山裾の場所になります。

以上2件でございます。

申請地につきましては、担当調査委員の方から報告があると思いますのでよろしくお願いいたします。

議長

(松崎会長代理)

それでは、本案に対する調査担当委員による調査意見の報告を求めます。

2番

(西委員)

非農地の認定についてのNo.2について調査報告をいたします。

3月22日(火)午後4時頃申請人の自宅の方で聞き取り調査をいたしました。申請地は78、79ページにありますように昭和56年頃から非耕作地で住宅を建築して宅地化しております。農地法に係る許可を得ないまま住宅を建築しましてすみませんという事です。この度申請を上げたもう一つの理由としては今現在筆数が6筆もあるため非農地にしてもらい1筆に纏めたいという事を言っていました。以上です。

1番

(前山委員)

非農地の認定についてのNo.3について調査報告をいたします。

3月21日の午前中現地の確認をいたしました。安勝町の天理教の裏の山手の方になります。83ページの写真を見て貰えば分かりますが完全に山林化して、これは22年頃から休耕放棄となっておりますが、この上の松はマツクイムシやられて十数本立っていましたが完全に枯れておりもっと以前からではないのかと思われ。その右手の方には擁壁が打たれていますが、これは防災の工事をした後で、其処までやるための申請かと思いましたがそうではないと、防災工事はこれで終わり。ここは非農地にして早く処分したいという法律事務所からの返事で、裁判所の方からも早く処分して下さいと

	<p>いう事で何時までも抱えている訳にもいかず、非農地にして何とか処分しようという事でした。以上です。</p>
議長	<p>(松崎会長代理)</p> <p>これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。</p>
15番	<p>(吉委員)</p> <p>No. 3 ですが今回裁判所に申請をして不在者財産管理人が選任されていますが、この方と不在者の方の関係は何かあるのですか。</p>
1番	<p>(前山委員)</p> <p>不在者の方と法律事務所の方の関係は無いです。</p>
15番	<p>(吉委員)</p> <p>何の関係も無い方がこの土地を持っていて、面積もすごく大きいのです。この土地を全然知らない法律事務所の方が、この土地の人が誰もいないから裁判所に申し込んで非農地にして処分するというそういう事が出来るのでしょうか。私も昔やった事があるのですが、それは仕事の関係で道路を造るという事で、その道路に1カ所全然地主が死んだかどうか分からないで行方不明だったものですから、その場合登記を回せないもので裁判所に申請をして、集落の区長さんをお願いして代理で管理人という形で裁判所に申し込んで土地をそういう形で道路に変えた経験があるのです。それは目的があってやるのですが、知っている人であれば分かると思うのですが、何らかの親戚関係で地主が行方不明で非常に困っているからやるというのは分かるのですが、全然関係の無い知らない法律事務所の方が、この土地は不在者だから裁判所に申し込んで非農地にして売買するというそういう事が出来るのかと、これを申し込んだのは裁判所も認めているのですが、どういう理由で認めたのか。</p>
1番	<p>(前山委員)</p> <p>申立人は鹿児島県になっているのです。</p>
15番	<p>(吉委員)</p> <p>そういう事が出来ればこの土地は誰もおらず行方不明で判らないからといったら全部変えられるのではないのでしょうか。面積も広いものですから、こ</p>

	<p>れだけ広い面積を非農地にしてその後住宅にするという何らかの目的とか、災害で危ないからその土地を非農地にして工事をするのであれば判るのです。</p>
事務局	<p>(茂木住用分室長)</p> <p>私の想像ですが、鹿児島県が急傾斜か何か事業を入れる際に鹿児島県知事は三反園さんですが指定代理人の方は大島支庁の建設部の建設課長です。だから県の方で急傾斜の事業を入れるのかそういう事業目的があつての事だと思います。</p>
1 番	<p>(前山委員)</p> <p>法律事務所の話しでは急傾斜の事業は今やった分で終わりだという話でした。</p>
事務局	<p>(茂木住用分室長)</p> <p>県の方で売買か何か昔あつて登記が回らないという事はないでしょうか。</p>
1 番	<p>(前山委員)</p> <p>不在者の方が生年月日も年も不明だし生きていのかどうなのかも判らないという状況の様です。</p>
1 5 番	<p>(吉委員)</p> <p>事業を入れるためにやって困るからとするのであれば判るのです。そういう目的もなくただ非農地にするというのは、面積が広いものですから。</p>
1 番	<p>(前山委員)</p> <p>農地に復元するのは無理な話しだとは認めているのですが、鹿児島県が申立人になっているものでそこまで急傾斜の事業を入れるのかと思つていたのですが、そうではないみたいな法律事務所の話でした。</p>
1 5 番	<p>(吉委員)</p> <p>奥には畑へ行く道はあるのですか。</p>
1 番	<p>(前山委員)</p> <p>無いです。無理をすれば登っては行けたでしょうが、急傾斜の工事をして</p>

	<p>いたのでそこから歩けるかどうか判りませんでした。</p>
5. 番	<p>(福島委員)</p> <p>申立というのはこういう時どういう申立をするのでしょうか。不在者で誰も判らない相続人も誰もいないとなれば国の土地になる訳ですので、それを県が工事に伴い県の土地として申立をするのですか、その申立の文書はどのような形になってくるのかと思ってですが。</p>
事務局	<p>(有川笠利分室長)</p> <p>私も水道課時代宇津ダムの建設に伴って下で管財人として頼まれてやった経験がありますが、これは県の方から裁判所に申し立てて申請して管財人として指定して、ただこの土地だけですと限定で許可を貰って権利登記を回したという経験があります。</p>
議長	<p>(松崎会長代理)</p> <p>この非農地について、何かご意見はございませんか。</p>
1 番	<p>(前山委員)</p> <p>非農地にするのは差し支えないと、これはもう非農地にしかならないだろうと現場を見た感じではそう思うのですが、申立の方がどうか。</p>
事務局	<p>(川内局長)</p> <p>こちらはその部分まではタッチする必要は無い訳ですので、非農地かどうかの判断だけをすれば良いと思います。</p>
議長	<p>(松崎会長代理)</p> <p>これは認めても別に問題はない訳ですよ。この案件については承認する事にはいかがでしょうか。非常に難しい問題は問題ですけども、承認をしても問題が起きるような事案ではないだろうかと思います。</p>
1 番	<p>(前山委員)</p> <p>非農地として認めるか認めないかが我々農業委員会の仕事ですから、申立の分についてはもう少し勉強して調べて貰えませんか。</p>
議長	<p>(松崎会長代理)</p>

非農地として認めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

外に質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第18号非農地の認定については、これを認めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第18号非農地の認定については、審議の結果これを認めることに決定いたしました。

(議長交代)

議長

(前山会長)

日程第6

議案第19号名瀬地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について、を議題といたしますが、本案には山下委員に関する案件が含まれておりますので山下委員の退席を求めます。

(山下委員退席)

事務局に議案の朗読及び説明を求めます。

事務局

(川内局長)

(事務局の朗読及び説明)

内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることを報告いたします。

議 長	<p>(前山会長)</p> <p>これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p> <p>質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。 お諮りいたします。</p> <p>議案第19号名瀬地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定については、これを認めることにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第19号名瀬地域農用地利用集積(利用権設定)の決定については、審議の結果これを認めることに決定いたしました。</p> <p>山下委員の着席を求めます。</p> <p>(山下委員着席)</p> <p>日程第7</p> <p>議案第20号住用地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について、を議題といたしますが、本案には茂木住用分室長に関する案件が含まれておりますので、茂木住用分室長の退席を求めます。</p> <p>(茂木住用分室長退席)</p> <p>事務局に議案の朗読及び説明を求めます。</p>
事務局	<p>(原住用分室主幹)</p> <p>(事務局の朗読及び説明)</p> <p>内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることを報告いたします。</p>
議 長	<p>(前山会長)</p> <p>これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。</p>

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第20号住用地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定については、これを認めることにご異議ございませんか

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第20号住用地域農用地利用集積(利用権設定)の決定については、審議の結果これを認めることに決定いたしました。

茂木住用分室著運着席を求めます。

(茂木住用分室長着席)

日程第8

議案第21号笠利地域農用地利用集積計画(利用権設定)の合意解約の決定について、を議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明を求めます。

事務局

(有川笠利分室長)

(事務局の朗読及び説明)

議長

(前山会長)

これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第21号笠利地域農用地利用集積計画(利用権設定)の合意解約の決定については、これを認めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 2 1 号笠利地域農用地利用集積(利用権設定)の合意解約の決定については、審議の結果これを認めることに決定いたしました。

日程第 9

議案第 2 2 号笠利地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について、を議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明を求めます。

事務局

(有川笠利分室長)

(事務局の朗読及び説明)

内容につきまして農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たしていることを報告いたします。

議長

(前山会長)

これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第 2 2 号笠利地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定については、これを認めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 2 2 号笠利地域農用地利用集積(利用権設定)の決定については、審議の結果これを認めることに決定いたしました。

事務局

(池次長)

先程の非農地のNo. 3につきましては、大島支庁に先程電話をしまして確認しましたところ平成 2 9 年度防災事業計画によるものという事で鹿児島県からの申請があった模様です。以上です。

議 長

(前山会長)

先程の案件の説明は以上の様です。

以上で、本日用意した議事日程はすべて審議を終了いたしました。

連絡事項等があるようですから、これから協議会へ移したいと思います。

協議会に移します

正会に戻します。

以上で、本日用意した案件は全て審議終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします

お疲れ様でした。

平成29年 3月24日

奄美市農業委員会

会長 前山 重一郎

署名委員

署名委員

作成者 川内 進

